

平成25年度概算要求の概要について

よりよい治療のための造血幹細胞移植の主な課題

- ①骨髄や臍帯血などをの善意のドナーの継続的な協力の確保
- ②骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類の移植術のうち、最適な治療法が選択できる実施体制の整備
- ③骨髄移植のコーディネート期間の短縮
- ④末梢血幹細胞移植の普及（末梢血幹細胞採取体制の整備）
- ⑤臍帯血の品質の向上

平成25年度概算要求における新規要求 24億円(18億円)

骨髓移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類の移植法のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて、最適な移植法を選択、実施できる体制を整備するなど、造血幹細胞移植対策の推進を図る。

(主な事業)

新・造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業

38百万円

患者の治療内容やドナーの健康等の情報を登録・分析し、個人が特定されないようプライバシーに十分配慮した上で、医療機関や研究者のみならず、患者相談を行っているNPOなどに提供することにより、患者や主治医が3種類の移植術のうち患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植法を選択し、治療を受けられるような体制整備を行う。

新・造血幹細胞移植拠点病院整備事業(特別重点)

2.3億円

造血幹細胞移植(骨髓移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植)及び採取術を相当数行う病院の中から拠点的な病院を指定し、早期治療の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材の育成、研究等を行い、治療成績の向上を図る。

新・末梢血幹細胞採取体制の整備(特別重点)

3億円

末梢血幹細胞の採取施設認定に要する設備の購入に対する補助を行い、諸外国でも有力な治療法となっている末梢血幹細胞移植の体制整備を行う。

新・臍帯血の品質向上のための共同事業に対する支援

20百万円

臍帯血の調製保存技術に関する研修や、採取病院に対する研修などを支援し、臍帯血の品質の一層の向上を図るとともに、臍帯血移植の更なる安全性の確保を図る。

平成25年度概算要求・組織定員要求について 24億円(18億円)

骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類の移植法のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて、最適な移植法を選択、実施できる体制を整備するなど、造血幹細胞移植対策の推進を図る。

新規事業以外の主な概算要求

・骨髄データバンク登録費

6億8千4百万円(6億6千5百万円)

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)を検査し、データベースに登録・管理する。

・骨髄移植対策事業費

4億7千1百万円(4億5千4百万円)

初期コーディネート期間の短縮や骨髄等移植の際の患者負担金の減免措置(低所得者対策)のための措置を強化する。

・臍帯血移植対策事業費(バンク関係運営費)

6億3千3百万円(6億6千5百万円)

臍帯血バンクとさい帯血バンクネットワークの安定的な運営を引き続き支援する。

組織・定員要求

・移植医療対策推進体制の強化

「臓器移植」、「造血幹細胞移植」の両対策を「移植医療」として、より積極的に推進するとともに、今後の医療技術の進歩や医学的知見の集積など移植医療を取り巻く状況の変容に即応するため、所要の組織改正等を行う。

＜組織＞ 移植医療対策推進室の振替新設

＜定員＞ 造血幹細胞バンク指導官の増員

第3章 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策

| | |
|--|--|
| <p>第10条 (国民の理解の増進) 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、造血幹細胞の適切な提供に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・政府公報を活用した普及啓発の実施 ・骨髄バンク推進月間(10月)の実施 |
| <p>第11条 (情報の一体的な提供) 国は、造血幹細胞移植を行おうとする医師その他の造血幹細胞を必要とする者に対して造血幹細胞の提供に関する情報が一体的に提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・造血幹細胞適合検索サービス(※)の運営への補助(日本赤十字社向け) ※骨髄、末梢血の適合ドナー及び適合する臍帯血を同時に探せるシステム。日本赤十字社にて管理運営を行っている。 |
| <p>第12条 (提供者等の健康等の状況の把握及び分析のための取組の支援) 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資するよう、ドナー及び患者の健康等の状況の把握及び分析のための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 (平成25年度概算要求:3千8百万円) ・厚生労働科学研究費補助金 |
| <p>第13条 (造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業運営の確保) 国は、造血幹細胞の提供の推進に資するよう、造血幹細胞提供事業者の安定的な事業の運営を確保するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・骨髄バンク事業への補助(骨髄移植推進財団向け) (平成25年度概算要求:4億7千1百万円) ・臍帯血バンク及びさい帯血バンクネットワークへの補助(日本赤十字社向け) (平成25年度概算要求:6億5千3百万円) ・診療報酬の増点 |
| <p>第14条 (研究開発の促進等) 国は、造血幹細胞の適切な提供の推進に資する研究開発の促進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働科学研究費補助金 |
| <p>第15条 (国際協力の推進) 国は、臍帯血の品質の確保等に係る国際的な技術協力の推進に必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・世界造血細胞移植ネットワーク会議への出席 |
| <p>第16条 (骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備) 国は、骨髄及び末梢血幹細胞の提供が円滑に行われるよう、骨髄及び末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・造血幹細胞移植拠点病院整備事業 (平成25年度特別重点要望:2億3千万円) ・末梢血幹細胞採取体制の整備(設備整備費) (平成25年度特別重点要望:3億円) |

第4章 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業

第28条(骨髄等あっせん事業者への補助)
国は、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者に対し、予算の範囲内において、あっせん事業に要する費用の一部を補助することができる。

・骨髄バンク事業への補助(骨髄移植推進財団向け)
(平成25年度概算要求:4億7千1百万円)

第5章 臍帯血供給事業

第42条(臍帯血バンクへの補助)
国は、臍帯血供給事業者に対し、予算の範囲内において、臍帯血供給事業に要する費用の一部を補助することができる。

・臍帯血バンク及びさい帯血バンクネットワークへの補助(日本赤十字社向け)
(平成25年度概算要求:6億5千3百万円)

第6章 造血幹細胞提供支援機関(日本赤十字社を想定)

第45条(支援機関(日本赤十字社を想定)の業務)
・第1項 骨髄・末梢血幹細胞のドナー登録、その他骨髄等あっせん事業者及び臍帯血供給事業に必要な協力を行うこと。
・第2項 骨髄・末梢血幹細胞のあっせん事業及び臍帯血供給事業について、必要な連絡調整を行うこと。
・第3項 骨髄・末梢血幹細胞に関する情報及び臍帯血に関する情報を一元的に管理し、提供すること。
・第4項 造血幹細胞の提供に関する普及啓発を行うこと。

・骨髄データセンター(HLA検査、データ登録)への補助
・さい帯血バンクNW事務局の運営補助
・造血幹細胞適合検索サービスの運営に対する補助
・**造血幹細胞提供支援機関への補助
(平成25年度概算要求:2千万円)**

第52条(支援機関への補助)
国は、支援機関に対し、予算の範囲内において、支援業務に要する費用の一部を補助することができる。

・骨髄データセンター、さい帯血バンクNWへの補助

※  部分は、平成25年度概算要求で新たに措置しているところ。